

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第47号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
1	別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）					
	総務事務関係手数料			総務事務関係手数料					
	事務	名称	金額	指定試験機関等	事務	名称	金額	指定試験機関等	
	[略]			[略]			[略]		
	9 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	[略]	[略]	財団法人消防試験研究センター (昭和59年10月1日に財団法人消防試験研究センターという名称で設立された法人をいう。)	9 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	[略]	[略]	一般財団法人消防試験研究センター	
[略]			[略]			[略]			
15 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施	[略]	[略]	財団法人消防試験研究センター (昭和59年10月1日に財団法人消防試験研究センターという名称で設立された	15 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施	[略]	[略]	一般財団法人消防試験研究センター		

			法人をいう。)
[略]			
27 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	[略]	[略]	社団法人全国火薬類保安協会（昭和47年4月1日に社団法人全国火薬類保安協会という名称で設立された法人をいう。)
[略]			

別表第2（第2条関係）

政策地域事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
1 行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の施行	[略]	[略]	財団法人行政書士試験研究センター（平成12年4月14日に財団法人行政書士試験研究センターという名称で設立された法人をいう。)
[略]			

別表第3（第2条関係）

環境生活事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
----	----	----	---------

[略]			
27 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	[略]	[略]	公益社団法人全国火薬類保安協会
[略]			

別表第2（第2条関係）

政策地域事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
1 行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の施行	[略]	[略]	一般財団法人行政書士試験研究センター
[略]			

別表第3（第2条関係）

環境生活事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
----	----	----	---------

[略]			
60 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査	[略]	[略]	社団法人岩手県獣医師会（昭和46年7月1日に社団法人岩手県獣医師会という名称で設立された法人をいう。）
[略]			

別表第4（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
28 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の実施	[略]	[略]	社団法人全国保育士養成協議会（昭和44年8月20日に社団法人全国保育士養成協議会という名称で設立された法人をいう。）
[略]			

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			

[略]			
60 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査	[略]	[略]	一般社団法人岩手県獣医師会
[略]			

別表第4（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
28 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の実施	[略]	[略]	一般社団法人全国保育士養成協議会
[略]			

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			

31 宅地建物取引業 法第16条第1項の 規定に基づく宅地 建物取引主任者資 格試験の実施	[略]	[略]	財団法人不動産 適正取引推進機 構（昭和59年4 月12日に財団法 人不動産適正取 引推進機構とい う名称で設立さ れた法人をいう 。）
[略]			

31 宅地建物取引業 法第16条第1項の 規定に基づく宅地 建物取引主任者資 格試験の実施	[略]	[略]	一般財団法人不 動産適正取引推 進機構
[略]			

2 別表第3（第2条関係）

環境生活事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
51 動物の愛護及び 管理に関する法律 第10条第1項の規 定に基づく動物取 扱業の登録の申請 に対する審査	動物取扱 業登録申 請手数料	[略]	
52 動物の愛護及び 管理に関する法律 第13条第1項の規 定に基づく動物取 扱業の登録の更新	動物取扱 業登録更 新申請手 数料	[略]	

別表第3（第2条関係）

環境生活事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
51 動物の愛護及び 管理に関する法律 第10条第1項の規 定に基づく第一種 動物取扱業の登録 の申請に対する審 査	第一種動 物取扱業 登録申請 手数料	[略]	
52 動物の愛護及び 管理に関する法律 第13条第1項の規 定に基づく第一種 動物取扱業の登録	第一種動 物取扱業 登録更新 申請手 数料	[略]	

の申請に対する審査			
[略]			
55 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく犬又はねこの引取り	<u>犬又はねこ引取り手数料</u>	(1) 生後91日以上の犬又は <u>ねこ</u> 1頭 2,000円 (2) 生後90日以内の犬又は <u>ねこ</u> 1頭 400円	
56 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第2条第6項の規定に基づく登録証の再交付	<u>動物取扱業登録証再交付手数料</u>	[略]	
[略]			

の更新の申請に対する審査			
[略]			
55 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項本文の規定に基づく犬又は猫の引取り	<u>犬又は猫引取り手数料</u>	(1) 生後91日以上の犬又は <u>猫</u> 1頭 2,000円 (2) 生後90日以内の犬又は <u>猫</u> 1頭 400円	
56 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第2条第6項の規定に基づく登録証の再交付	<u>第一種動物取扱業登録証再交付手数料</u>	[略]	
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成25年9月1日から施行する。